

改 正 後	現 行
(前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。 (解除に伴う措置) 第49条 1～2 略 3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあっては、債務負担行為に係る契約の特則（以下この項において「特則」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び債務負担行為に係る契約にあっては、特則第3条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～9 略 (発注者の損害賠償請求等) 第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 1～4 略 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。 6 略 (受注者の損害賠償請求等)	(前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては</u>、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。 (解除に伴う措置) 第49条 1～2 略 3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあっては、債務負担行為に係る契約の特則（以下この項において「特則」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び債務負担行為に係る契約にあっては、特則第3条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律<u>（昭和24年法律第256号）</u>第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～9 略 (発注者の損害賠償請求等) 第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 1～4 略 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律<u>（昭和24年法律第256号）</u>第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。 6 略 (受注者の損害賠償請求等)

改 正 後	現 行
第51条 1 略 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 （以下略）	第51条 1 略 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 （以下略）